

# 資料 1

## 第 1 期原村子ども・子育て計画（案）に関するパブリックコメント実施結果

### 1 パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間 令和 6 年 12 月 26 日（木）～令和 7 年 1 月 17 日（金）
- (2) 周知方法 ホームページ、有線放送、緊急連絡網システム
- (3) 案の閲覧場所 役場庁舎 1 階、原村図書館、原村中央公民館、原村保育園、子ども・子育て支援センター、保健センターそよかぜ、ホームページ
- (4) 意見提出者数：10 名
- (5) 意見総数：47 項目

### 2 提出された意見の趣旨とそれに対する村の考え方

（意見概要欄のページ数はパブリックコメント募集時の素案のページ番号、村の考え方欄のページ番号は修正後の計画素案のページ番号に対応しています。）

#### 【第 1 章 計画の概要】

No.	意見の概要	村の考え方
1	<p>P5</p> <p>第 1 章 計画の概要 1 計画策定の背景及び趣旨</p> <p>計画の背景として政府の政策が列挙されているが、「原村」を主語にした文脈にする必要がある。また、「児童の権利に関する条約の精神」に基づく権利保障であることを明記すべき。子どもを主体とした課題解決の指針として、村民の参加と行政の支援による計画であることを示さなければ、行政サービスへの過度な依存を招く恐れがある。</p>	<p>計画の背景を「原村」を主語とした表現に修正し、村の実情を反映させます。また、「児童の権利に関する条約」に基づく権利保障を明記し、行政と村民が協力して支える仕組みを強調します。(修正 P5～6)</p>

#### 【第 3 章 子ども・子育てを取り巻く環境】

No.	意見の概要	村の考え方
2	<p>P23 以降</p> <p>数値の推移を示すだけでなく、その変化の原因や背景を考察し、適切な対策を検討すべき。</p>	<p>各事業において、数値の変化に対する分析を行う必要があることは認識しています。しかし、今回の計画策定においては時間的な制約があり、詳細な考察を反映することが難しい状況です。今後の施策運営の中で、変化の要因を分析し、適切な対応策を検討していきたいと考えています。</p>

No.	意見の概要	村の考え方
3	P38 計画のデータが村の数値ではなく国のデータ中心。村の現状を反映した数値を記載すべき。	第3章では、国全体の動向を概観しており、より広い視点からの情報提供を優先いたしました。ただし、原村の子どもや子育て世帯の生の声については、第4章にてご紹介しております。こちらでは、より具体的な事例や、当事者の視点からのご意見をご覧ください。

#### 【第4章 子ども・若者や保護者の意識・意向】

No.	意見の概要	村の考え方
4	村の子ども・子育ての課題や、アンケート・ワークショップの結果を踏まえた施策の方向性が不明瞭。対応策や事業の拡充内容を分かりやすく示してほしい。	方向性をわかりやすくするため、ニーズ調査から得られた総合的な考察を追記し、課題がどの「基本目標」に該当するかを記載します。また、ワークショップでの意見を事業に反映します。具体的には、既存施設の活用について第6章で言及します。 <b>(追記 P54~P55、P69、P71、P76、P87)</b>
5	P39 以降 子育て支援に関するアンケートが保護者のみを対象としており、子ども自身の意見が反映されていない。ワークショップや祭りでのアンケートも母数が少なく、十分な意見収集とは言えない。策定を延期してでも子どもへの調査を行うべき。  アンケートやヒアリングが不十分だと感じる。ワークショップの参加者が少なく、中高生の保護者や不登校児童・障がい児家庭へのアンケート・ヒアリングが不足している。	国のガイドラインに沿って意見反映の場を設けましたが、ワークショップの参加者数が少なく、十分な意見収集とは言えないことは認識しています。そのため、新たに小中学生を対象としたアンケート調査を実施し、計画に反映しました。 <b>(追記 P76~P87)</b>
6	P93 「はらっぱ」や図書館の居場所機能強化が必要。中高生が気軽に利用できるスペースの設置を求める。	子どものニーズ調査を行いながら、居場所のあり方を検討します。また、図書館施設の利用目的を把握し、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を進めます。 <b>(修正 P100)</b>
7	P93 子ども・若者の声～アンケート～の下の行に、「公共施設入退出管理システムスキパスの利用状況について」とあるが間違いでは。	誤記がありましたので、訂正いたします。 <b>(修正 P71)</b>

【第5章 計画の基本的な考え方】

No.	意見の概要	村の考え方
8	<p>P99</p> <p>「子ども・子育て計画」の基本理念について、理念と目標の流れが唐突。より具体的な説明を求める。</p>	<p>今回の計画も、これまでの取り組みを踏まえ、前回と同じ基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化やニーズの多様化に対応するため、新たな目標を設定しました。</p> <p>(修正 P89)</p>
9	<p>P99</p> <p>計画が「子どもをどう育てるか」に偏っており、子ども自身の成長を支援する「子育て」の視点が欠けている。子どもが自ら育ちたい環境を整える理念を明記すべき。</p> <p>P100</p> <p>「賢く・優しく・たくましい原っ子」は大人の視点ではなく、子ども自身の成長の視点を取り入れるべき。</p>	<p>「子育て」の視点の重要性は認識しています。子どもの視点を反映するため、「子育て」の要素を取り入れたアンケートを実施し、計画に反映できるよう努めました。</p> <p>(追記 P69、P71、P76、P87)</p>
10	<p>P99</p> <p>基本目標が曖昧で、「かしこく・やさしく・たくましい原っ子」の宣言が計画に十分反映されていない。宣言に基づく具体的な事業を整理し、普及・定着を図るべき。</p>	<p>宣言の内容と整合性を取りながら、P89 の考えのもと基本目標を策定しました。今後も宣言を活かしながら施策の普及・定着を進めていきます。</p>
11	<p>P101, P104</p> <p>「賢く・優しく・たくましい」のスローガンが自明視されているが、これが定められた経緯を知りたい。村民との対話を通じて見直しを行うべき。議論の結果、同じスローガンになったとしても、そのプロセスが重要。</p>	<p>スローガンは、原村の教育理念の一つとして示された言葉です。国が提唱する「生きる力」(知・徳・体)をわかりやすく表現し、原小学校に古くから伝わる「けやきの心」を基に、「どのような子どもに育ててほしいか」という願いを込めて、当時の子育てに関わる方々が定めたものです。見直しについては、教育委員会の会議の中でその都度、方針について決定していきます。</p>

No.	意見の概要	村の考え方
12	<p>P99</p> <p>計画では「子育て」の言葉が多く使われているが、「子育て」の視点が不足している。子どもが自由に遊び、人との関わりの中で失敗しながら学ぶ環境が必要。成長は教えられるものではなく、自ら学ぶものなので、「子育て」の機会や場を整えることが重要。しかし、「3つの基本的考え方」は大人視点に偏っており、子ども自身の視点が欠けている。</p> <p>P99-100</p> <p>子育て支援の言及が少ない。明確に計画内で打ち出すべき。</p>	<p>3つの視点は大人の関わり方を示したものであり、子どもが主体的に成長できる環境を整えることを目的としています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「子育て」について第5章に明記します。</p> <p>(修正 P88～P90)</p>
13	<p>P102</p> <p>施策の体系に「子育て」はあるが「子育て」が含まれていない。「子育て」と「生活」の間などに位置付け、子どもが自ら育つ環境の重要性を示すべき。</p>	<p>ライフサイクルを示したものであり、「子育て」の部分に「子育て」を取り入れます。</p> <p>(修正 P91)</p>
14	<p>P101</p> <p>「子ども目線」を掲げているが、子どもへのアンケートがない中でどのように目線を抽出したのか不明瞭。「子どもの声を聞き、子ども目線を大切にする」旨を明記し、子どもの意見を尊重する条例等を参考にすべき。</p>	<p>子どもの声を聴き、政策へ反映させる旨の文言を追記します。</p> <p>(追記 P76～P87,P105)</p>

15	P100-101 すでに子育て支援活動を行っている住民・団体へのヒアリングが不足。行政としての支援方針を示すべき。	まずはネットワークの構築から進める必要があると考えています。第6章記載の「子育て支援ネットワークづくり」が該当します。今後かわりのある活動の中でコミュニケーションを図っていきたいと思います。
No.	意見の概要	村の考え方
16	P100 放課後活動の場が不足。原っ子広場の廃止により活動の場が減少したが、代替施策がないのは問題ではないか。  放課後の居場所づくりが喫緊の課題。学童クラブの拡大・充実、「はらっぱ」に対する期待が多く寄せられている。	放課後の居場所については、放課後子ども教室推進委員会で検討を行いました。今後の方向性を引き続き検討していきます。詳細については、該当会議の資料をご参照ください。  <a href="https://www.vill.hara.lg.jp/docs/152477.html">https://www.vill.hara.lg.jp/docs/152477.html</a>
17	子ども子育て支援センターの活用目的が「放課後の居場所」と記載されているが、村は令和6年度から「短時間のお迎えを待つ場所」と周知しており、整合性がない。記載に沿う形で設定を見直すべき。	短時間のお迎えを待つ居場所としての活用を基本としますが、下校後の居場所としても利用していただきたいと考えています。分かりやすい表現に努めてまいります。
18	P101,104 計画全体が「親視点」に偏っている。子どもの権利を保障し「こどもまんなか社会」を目指すべき。例えば、「すべての子どもは安心して成長する権利がある」と明記し、行政の役割を示すべき。	子どもの権利について計画に記載し、子どもが理解しやすい内容となるよう配慮します。  (追記 P6、P127~P128)
19	P100 「子どもや若者の権利」は、特別な利害と誤解される可能性があるため、共通理解を形成するためにも、その内容が「基本的人権」であり、「こども基本法」や「子どもの権利条約」に基づくものであることを明確に記載すべき。条文を引用し、具体的に示すことで理解を深める必要がある。	「子どもや若者の権利」が特別な利害と誤解されないよう、「基本的人権」としての意義を明確にします。「こども基本法」や「子どもの権利条約」に基づく内容であることを記載し、共通理解を促します。  (追記 P6)

20	<p>P101</p> <p>「子どもの権利を尊重する」とは、子どもを権利の主体として保障することを意味する。</p> <p>「子ども目線」を重視し、「子どもの声」を聴くには、自由に意見を表現し、それを対等に受け止める仕組みが不可欠。子どもが自分の意見を整理・表現できるよう、大人の支援が必要であり、そのためには専門的な知識や人権感覚を持つ人材の育成・配置を行政として計画すべき。</p>	<p>当村には人権擁護委員が4名おります。園児への紙芝居の読み聞かせ、小学校での人権の花運動、中学生の人権作文コンテスト、子ども人権の集いの開催など、子どもに対する人権啓発、優しさと思いやりの心の体得の機会、人権感覚を磨くための一助を担っていただいています。</p> <p>啓発活動など、人権擁護と人権教育の連携を図っていきます。</p>
No.	意見の概要	村の考え方
21	<p>子どもの権利を計画の中心に据え、子どもを権利の主体として尊重することが不可欠。子どもたちの「好奇心」と「想像力」を信頼し、自ら人権感覚を育める環境を大人や社会が支えるべき。</p> <p>また、村の自然や文化に親しみ、村を愛する次世代を育てるためには、子どもと大人が対等に意見を交換し、子どもの主体的な参加を促す仕組みが必要。不寛容な意識の広がりや、移住者と古くからの住民の価値観のズレといった課題に対応するためにも、祭りや伝統行事への子どもの参加を促し、地域のつながりを強化すべき。</p> <p>村の未来を考えるうえで、子どもと共に語り合い、村の在り方を共に築いていくことが、この計画の根幹に据えられるべきである。</p>	<p>子どもの権利を尊重することは重要な視点であると認識しています。村の未来を子どもと共に考える姿勢を持ち、引き続き取り組みを進めていきます。</p> <p>基本目標1(1)に、地方自治への関心と理解を深めることを目的として開催されている「中学生議会」を追記します。</p> <p>(追記 P105、P93)</p>
22	<p>P100,101</p> <p>「子ども目線」「親視点」「地域視点」という言葉の統一性に疑問。例えば「子ども目線」ではなく「子ども視点」とするほうが適切ではないか。</p>	<p>計画に反映させていきます。</p> <p>(修正 P97~P98)</p>

23	<p>施策の体系図が「結婚と出産を前提」とした循環に見える。移住者が多い村の現状や、多様な生き方を反映したものに見直すべき。</p>	<p>第 1 章に明記の通り、少子化が深刻化する現代において、子ども子育て計画は、子どもたちが健やかに成長できる社会を目指すことに加え、希望する誰もが子どもを持ち安心して子育てができる社会を目指しています。</p> <p>妊娠・出産の支援は子ども・子育て計画に位置付けており、ライフサイクルの一部として捉えています。そのため、現行のまま進めてまいります。多様な生き方の反映は重要と認識しておりますが、すべてを網羅することは難しく、現時点では計画に反映できないことをご理解ください。</p>
----	--	--

【第 6 章 各種施策の展開】

No.	意見の概要	村の考え方
24	<p>計画の軸である施策（第 5～7 章）の記載が少なく、重点施策を明確化してほしい。</p>	<p>重点施策として、特に重要な事業を設定しました。</p> <p>(修正 P92～P105)</p>
25	<p>第 6 章は事業名の列挙が中心で、施策の軸や目標が分かりにくい。重点施策を明確にし、事業の実現方法を示す構成にすべき。目標が「継続」となっている点を見直し、重点施策については数値目標を設定してほしい。</p>	<p>幅広い子ども・子育て施策を包括的に示すものでありますが、重点施策を適切に反映するとともに、各施策の方向性を可能な範囲で具体的に示すよう努めます。</p> <p>(修正 P92～P105)</p>
26	<p>P103 以降</p> <p>過去のアンケートでも「遊び場が少ない」との意見が多く出ている。原っこの森やあやめ園を活用したプレイパーク・冒険遊び場の整備を計画に盛り込むべき。</p> <p>自然を活かした公園・屋外施設の整備を求める声が多い。専門職員を配置し、自然体験ができる場を整備してほしい。</p>	<p>現時点では新たな整備計画はありませんが、商工観光係が実施している八ヶ岳自然文化園事業を計画に含めています。</p> <p>(追記 P101)</p>

27	放課後デイサービス等の施設が原村に必要ではないか。先を見通した障がい児政策を進める必要があると考えます。	放課後デイサービス等の施設設置の要否について、今後ニーズを把握し、設置が必要と判断した場合、運営する事業所の誘致について模索していきたいと考えます。
28	P103,107 子どもの権利尊重や権利保障の推進を掲げているが、施策の拡充がなく具体性に欠ける。人権教育も「継続」のみで、子どもの権利推進に触れられていない。推進するなら、計画内に具体的な施策や事業を明記すべき。	ご指摘の通り、子どもの権利の推進に関する具体的な計画や目標が明確されておりました。例年、夏休み子ども映画会で人権教育としての作品を上映しており、その内容を追記します。 <b>(追記 P92)</b>
29	P117 子ども若者の権利の尊重について 「知らなかったという」意見が多い。子どもや若者にとどいていないことについて、対策を盛り込むべきでは。キッズページ等を設けるなど。	ホームページの更なる活用をはじめ、様々な手段で人権に関する情報発信をしていきます。
No.	意見の概要	村の考え方
30	P103 教育支援センターの目標「利用者の減少を図る」という表現は不適切。不登校は問題行動ではないため、表現を見直すべき。	学校への復帰を 1 日でも早く図るという目的なので、通級者が 1 人でも少ない方がよいことからこのままとします。
31	P105 病児保育事業の方向性が不明確。村単独での実施が可能か、また近隣市の病児保育補助金についても記載すべき。	病児保育を実施するためには、子どもを預ける保護者の安心だけでなく、預かる側の安全や環境整備も重要な要素となります。特に、村内のすべての子どもが利用できる制度とするためには、対象範囲や運営体制について十分な検討が必要です。 近隣市町村の病児保育補助金については第 6 章の基本目標 1 (2) に追記いたします。 <b>(追記 P95)</b>

32	<p>P107</p> <p>産後ケア事業について、何をどのように拡充するのか明確にすべき。</p>	<p>産後ケア事業の拡充として、新たに『産後ケア訪問型』を導入します。助産師などの専門職が産後の家庭を訪問し、育児相談や母親の心身のケアを行うことで、産後の不安軽減と育児環境の充実を図ります。</p> <p>(追記 P96)</p>
33	<p>コミュニティスクールを推進していく方向性だと聞いているが、この計画でそのあたりに触れられていないのはなぜか。</p> <p>学校と地域の連携が計画にほとんど反映されていない。文部科学省の「コミュニティスクール」などの制度を活用し、地域住民が学校に関わる仕組みを作るべき。</p> <p>P101</p> <p>学校と地域の連携を強化し、子どもが安心して過ごせる環境を整備してほしい。</p>	<p>今後とも、地域に密着した関係で学校と連携し、子どもが安心して過ごせる環境づくりを行っていきます。今後、住民を巻き込んだ活動を推進していくためには、学校運営協議会等の仕組みを考える必要があります。それについて、計画を掲載します。</p> <p>(追記 P99)</p>
34	<p>P115</p> <p>若者の暮らしやすさには就労支援が重要。また仕事の確保や働きやすい環境整備が必要。</p>	<p>ハローワークや労働局、商工会等と連携し、村内企業の求人情報を収集し、相談体制の充実に努めます。</p> <p>(追記 P104)</p>
No.	意見の概要	村の考え方
35	<p>P115</p> <p>公共交通が計画に含まれていない。特に高校生への視点が不足している。</p>	<p>ご指摘のとおり、高校生の通学に対する支援として基本目標3(2)に明記します。</p> <p>(追記 P104)</p> <p>高校生は村外での活動が多くなってきます(高校所在地)。E スポーツなどの新しい分野にも目を向けつつ、多世代交流や、若者世代の村内での活動の活性化につながるような取り組みを検討します。</p>

36	<p>P103 以降</p> <p>事業内容の充実が求められるが、最低限5年以内に「子ども会議」を設置する方針を明記すべき。子どもの意見を施策に反映させる仕組みとして必須。</p> <p>P117</p> <p>施策への子どもの意見の反映は重要。意見を出す場を設けるだけでなく、実際に実現することで子どもたちの関心を高め、将来の村づくりへの参加を促すべき。</p>	<p>第6章</p> <p>各種施策の展開の中で子どもの声を聴く場を設けるよう取り組みとして明記します。 (追記 P105、P93)</p>
37	<p>P103 以降</p> <p>子どもの居場所に関する施策が記載されていない。子ども子育て支援センターを「子育て支援」の場として位置づけ、子ども自身がやりたいことを実現できる施設として記載すべき。</p>	<p>子ども・子育て支援センターは地域子育て支援拠点としての位置づけです。ニーズ調査等を踏まえながら検討していきます。</p>
38	<p>P110</p> <p>廃止された「原っ子広場」への要望が根強い。居場所の必要性を改めて議論し、村と住民で解決策を検討する場を設けるべき。</p>	<p>村の方針として「原っ子広場」を再開する計画は現時点ではありません。放課後子どもプラン運営委員会で放課後の子どもの活動を議論していきます。</p>

No.	意見の概要	村の考え方
39	<p>P116</p> <p>計画の実現に向けて、子どもに関わる大人の役割を明記すべき。「かしこく・やさしく・たくましい原っ子をみんなで育てる宣言」に基づき、支援の具体例を示すことで、計画の実効性を高めるべき。</p>	<p>理念としてはございますが、「誰が何を」までは踏み込んだ内容のものは現時点ではないため明記できません。</p> <p>第1章で掲げたように、原村全体で子育てに関わっていく計画となっております。</p>

40	P106 原村には伝統文化のない地区もあり、移住者が多いため、郷土愛をどう育むかが課題。地域での体験や思い出作りを重視すべき。	地区子ども会だけであれば、どうしても地区単位での活動が中心になります。第6章の事業に横のつながりを持たせ、多機関協同で、「伊那市長谷地区の唐辛子づくり」のような取り組みができないかと考えます。
41	若者や移住者が地域になじむために、自治組織への加入促進や活動支援が重要である。この点について記載がないため、検討を求める。	転入時等に自治組織(区)への加入案内をお渡しし、加入を促進しています。本件については、第6章に記載いたします。 <b>(追記 P105)</b>

【全体を通じて(該当ページ記載なし)】

No.	意見の概要	村の考え方
42	原村の発展のために移住促進施策が必要。特に0歳・1歳児の保育ニーズが高く、乳幼児施設の充実が求められる。	近年、特に1歳児の保育ニーズの高まりが顕著であると認識しております。未満児保育の重要性は認識しておりますが、現時点では村として乳幼児施設の新設計画はございません。
43	不登校・発達障がい児への支援の具体化が必要。自然の中で遊ぶ経験や人的な支援体制の整備を求める。	不登校への支援体制として、教育支援センターの通級が増加していることから、R7年度については1名増員し体制を整える予定となっています。 発達障がい児への支援は、「児童発達支援」等に具体的支援が記載されております。

No.	意見の概要	村の考え方
44	「子ども誰でも預かり保育」について、現在の補助内容では運営が困難。村や諏訪圏で独自に検討してほしい。	「こども誰でも通園制度」の開始にあたっては、近年の一時保育ニーズの高まりをふまえて、現行制度の見直しが必要であると考えています。具体的な施策を計画に反映することは難しいですが、村独自補助の観点もふまえて詳細はR7年度中に検討いたします。

45	ベビーシッター費用補助など、子育てサービスの拡充を希望。	原村では対応可能なベビーシッターが少ないため、ファミリーサポートセンター事業の中でニーズに応じた支援を行っていきます。
46	乳幼児期の子育て支援は充実していると感じた。子どもたちが「原村で育ってよかった」と思えるような施策を推進し、地域への愛着を育むべき。	貴重なご意見ありがとうございます。そう思っていただけよう計画を推進していきます。
47	P93 原村保育園の子ども用トイレに鍵をつけてほしい。	現在の子どものトイレは鍵を掛けることで、面白がってのぞくお子さんもいるため、職員間でトイレの使用方法を確認し、子ども達にも使い方のマナーを知らせていきます。トイレの鍵は対応します。

パブリックコメント実施時点からの修正箇所一覧

全体的な修正点（主なもの）

修正内容
文章表現を最新のものに修正
他の関連する計画の修正に合わせて、事業名や内容を修正
誤字脱字等の修正及び文章表現・書式の体制等に関する軽微な修正（個別の修正箇所では記載を省略します）

No.	パブコメ意見	修正前	修正後
1	<p>P5 第1章 計画の概要 1 計画策定の背景及び趣旨</p> <p>計画の背景として政府の政策が列挙されているが、「原村」を主語にした文脈にする必要がある。また、「児童の権利に関する条約の精神」に基づく権利保障であることを明記すべき。子どもを主体とした課題解決の指針として、村民の参加と行政の支援による計画であることを示さなければ、行政サービスへの過度な依存を招く恐れがある。</p>	<p>P5 本計画は、第3期子ども子育て支援事業計画を含み、継続的に子どもと子育て家庭への支援を充実させることを目指しています。</p> <p>日本は少子化という深刻な課題に直面しています。2022年に生まれた子どもの数は約77万人と、統計が開始された1899年以来、最低記録を更新しました。1949年の約270万人と比較すると、現在はその3分の1以下にまで減少しています。また、2022年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録し、出生数の減少速度も加速しています。2016年に出生数が100万人を下回り、2019年には90万人、2022年には80万人を割り込みました。この傾向が続けば、2060年ごろには50万人を下回ると予測されています。</p> <p>さらに、少子化に伴い、児童虐待相談の増加、いじめの認知件数、不登校児童数、子どもの自殺者数など、子どもを取り巻く課題が顕在化しています。また、子どもの貧困や、家族の介護・日常生活の世話を過度に担う「ヤングケアラー」、ひきこもりといった問題も深刻化しており、これらの課題に対応する必要性が高まっています。</p> <p>こうした背景を受け、政府は令和5年4月に「こども家庭庁」</p>	<p>P5 本計画は、第3期子ども子育て支援事業計画を含み、継続的・計画的に、<u>原村内の子どもと子育て家庭及び将来において親となりうる世代</u>への支援を充実させることを目指しています。</p> <p>日本は少子化という深刻な課題に直面しています。2022年に生まれた子どもの数は約77万人と、統計が開始された1899年以来、最低記録を更新しました。1949年の約270万人と比較すると、現在はその3分の1以下にまで減少しています。また、2022年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録し、出生数の減少速度も加速しています。2016年に出生数が100万人を下回り、2019年には90万人、2022年には80万人を割り込みました。この傾向が続けば、2060年ごろには50万人を下回ると予測されています。<u>当村においても、2024年42人の出生数となっております。</u></p> <p>さらに、少子化に伴い、児童虐待相談の増加、いじめの認知件数、不登校児童数、子どもの自殺者数など、子どもを取り巻く課題が顕在化しています。また、子どもの貧困や、家族の介護・日常生活の世話を過度に担う「ヤングケアラー」、ひきこもりといった諸問題も深刻化しており、これらの課題に対応する必要性が高まっています。</p> <p>こうした背景を受け、政府は令和5年4月に「こども家庭庁」を発足させ、「こども基本法」（※1）を施行しました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、国全体で子ども施策を総合的に推進する枠組みが</p>

	<p>を発足させ、「こども基本法」を施行しました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、国全体で子ども施策を総合的に推進する枠組みが整備されました。「こども大綱」では、日本国憲法、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に基づき、すべての子ども・若者が健やかに成長し、その権利が守られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる社会、すなわち「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。</p> <p>国は、2030年までに少子化のトレンドを反転させることを目標に掲げています。若い世代が希望通りに結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会を目指すとともに、すべての子どもたちがどのような環境や家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。</p> <p>このような国の動向を踏まえ、原村では「第2期 原村子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年4月～令和7年3月）の改定に合わせ、新たに「原村子ども・子育て計画」（計画期間：令和7年4月～令和12年3月）を策定します。本村においては、少子化や子どもを取り巻く課題に対応するため、地域の特性を生かしながら、村独自の視点で総合的な施策を展開していくことが必要です。この計画は、子どもや子育て家庭への支援を強化し、地域全体で子どもを見守り育む社会の実現を目指すものです。</p>	<p>整備されました。「こども大綱」では、日本国憲法、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」（※2）の精神に基づき、すべての子ども・若者が健やかに成長し、その権利が守られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる社会、すなわち「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。</p> <p><u>このような国の動向を踏まえ、原村では若い世代が希望通りに結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる村を目指すとともに、すべての子どもたちがどのような環境や家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。</u></p> <p>「第2期 原村子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年4月～令和7年3月）の改定に合わせ、新たに「第1期原村子ども・子育て計画」（計画期間：令和7年4月～令和12年3月）を策定します。本村においては、少子化や子どもを取り巻く課題に対応するため、地域の特性を生かしながら、村独自の視点で総合的な施策を展開していくことが必要です。この計画は、子どもや子育て家庭への支援を強化し、地域全体で子どもを見守り育む社会の実現を目指すものです。</p> <p>P6 <u>（※2）子どもの権利条約は、子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなく、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。子どもの権利とは、子どもの人権と同じ意味です。子どもは生まれながらに人権（権利）をもっていて、それは、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものでもありません。子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程において保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているというのが、子どもの権利条約の特徴です。また、子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」であるとされています。</u></p>
--	--	---

4	<p>村の子ども・子育ての課題や、アンケート・ワークショップの結果を踏まえた施策の方向性が不明瞭。対応策や事業の拡充内容を分かりやすく示してほしい。</p>		<p>P54～55 <u>【主な対応事業】</u>  P69 <u>【主な対応事業】*基本目標3 (1)居場所づくりの推進*基本目標3 (3)こども・若者が暮らしやすい村づくり</u>  P71 <u>【主な対応事業】*基本目標1 (1)「幅広く」「質の高い」教育・保育の推進*基本目標3 (1)居場所づくりの推進</u>  P76 <u>【主な対応事業】*基本目標3 (1)居場所づくりの推進</u>  P87 <u>【主な対応事業】*基本目標1 (1)「幅広く」「質の高い」教育・保育の推進*基本目標1 (3)生きる力を育み、郷土を愛する心の育成*基本目標3 (1)居場所づくりの推進*基本目標3 (3)こども・若者が暮らしやすい村づくり</u></p>
5	<p>P39以降 子育て支援に関するアンケートが保護者のみを対象としており、子ども自身の意見が反映されていない。ワークショップや祭りでのアンケートも母数が少なく、十分な意見収集とは言えない。策定を延期してでも子どもへの調査を行うべき。</p>		<p>P76～87 第4章 子ども・若者や保護者の意識・意向  2 子ども・若者の声  <u>(4)小・中学生へのアンケートの追加</u></p>
6	<p>P93 「はらっぱ」や図書館の居場所機能強化が必要。中高生が気軽に利用できるスペースの設置を求める。</p>	<p>P110 共働き家庭の増加に伴い、学童クラブの需要は高まっています。行政、学校が連携し、すべての子どもが安全で充実した放課後を過ごせるよう、学童クラブの拡充を進めていきます。また、公園や広場など身近な公共施設等を活用し、子どもたちが安心して遊び過ごせる場を提供します。学齢期の子どもや若者の居場所をさらに充実させ、健やかな成長をサポートしていきます。</p> <p>P111 図書館事業  子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身につける環境を充</p>	<p>P100 共働き家庭の増加に伴い、学童クラブの需要は高まっています。行政、学校が連携し、すべての子どもが安全で充実した放課後を過ごせるよう、学童クラブの拡充を進めていきます。また、公園や広場など身近な公共施設等を活用し、子どもたちが安心して遊び過ごせる場を提供します。学齢期の子どもや若者の居場所をさらに充実させ、<u>特に中高生が気軽に利用できる居場所の在り方を検討し</u>健やかな成長をサポートしていきます。</p> <p>P100 図書館事業  子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身につける環境を充実させるため、児童書と青少年向け図書の充実を図ります。</p>

		<p>実させるため、児童書と青少年向け図書の充実を図ります。</p> <p>併せてお楽しみ会やおはなし会などを開催し、親子と一緒に本に親しみながら触れ合える空間を提供します。</p>	<p>併せてお楽しみ会やおはなし会などを開催し、親子と一緒に本に親しみながら触れ合える空間を提供します。</p> <p><u>開館時間：10：00～18：15</u></p> <p><u>休館日：月曜日、毎月最終金曜日、祝日、その他</u></p>
8	<p>P99 「子ども・子育て計画」の基本理念について、理念と目標の流れが唐突。より具体的な説明を求める。</p>	<p>P100 原村では、子どもたちの健やかな成長と、子育て家庭の支援を目的に、2期にわたる子ども・子育て支援計画を策定し、実施してきました。</p> <p>～省略～</p> <p>原村の子ども・子育て計画では、第2期までの取り組み、国の方針、そしてニーズ調査の結果を踏まえ、「子ども目線」「親目線」「地域目線」の3つの視点を設定し、それぞれに基づいて目標を立てています。</p>	<p>P89 原村では、<u>基本理念のもと</u>、子どもたちの健やかな成長と、子育て家庭の支援を目的に、2期にわたる子ども・子育て支援計画を策定し、実施してきました。</p> <p>～省略～</p> <p>原村の子ども・子育て計画では、<u>基本理念と</u>第2期までの取り組み、国の方針、そして「ニーズ調査」、「子ども若者の声」の結果を踏まえ、「子ども視点」「親視点」「地域視点」の視点を設定し、それぞれに基づいて目標を立てています。</p>
9	<p>P99 計画が「子どもをどう育てるか」に偏っており、子ども自身の成長を支援する「子育て」の視点が欠けている。子どもが自ら育ちたい環境を整える理念を明記すべき。P100 「賢く・優しく・たくましい原っ子」は大人の視点ではなく、子ども自身の成長の視点を取り入れるべき。</p>		<p>P69 <u>【主な対応事業】*基本目標3 (1)居場所づくりの推進*基本目標3 (3)こども・若者が暮らしやすい村づくり</u></p> <p>P71 <u>【主な対応事業】*基本目標1 (1)「幅広く」「質の高い」教育・保育の推進*基本目標3 (1)居場所づくりの推進</u></p> <p>P76 <u>【主な対応事業】*基本目標3 (1)居場所づくりの推進</u></p> <p>P87 <u>【主な対応事業】*基本目標1 (1)「幅広く」「質の高い」教育・保育の推進*基本目標1 (3)生きる力を育み、郷土を愛する心の育成*基本目標3 (1)居場所づくりの推進*基本目標3 (3)こども・若者が暮らしやすい村づくり</u></p>
12	<p>P99-100 子育て支援の言及が少ない。明確に計画内で打ち出すべき。</p>	<p>P99 基本理念</p> <p>3 緑豊かな自然の中で、子育てを温かく見守り、ともに支えあい地域みんなで子育てをする。</p> <p>P100 原村の子ども・子育て計画では、第2期までの取り組み、国の方針、そしてニーズ調査の結果を踏まえ、「子ども目線」「親目線」「地域目線」の3つの視点を設定し、それぞれに基づいて目標を立てています。これらの視点は互いに関連し合い、住民がそれぞれの立場から計画に関わりやすくなるよう</p>	<p>P88 基本理念</p> <p>3 緑豊かな自然の中で、子育て・<u>子育て</u>を温かく見守り、ともに支えあい地域みんなで<u>支援</u>する。</p> <p>P89 原村の子ども・子育て計画では、基本理念と第2期までの取り組み、国の方針、そして「ニーズ調査」、「子ども若者の声」の結果を踏まえ、「子ども視点」「親視点」「地域視点」の視点を設定し、それぞれに基づいて目標を立てています。<u>特に「子ども視点」では、子どもたちが豊かな自然の中で遊んだり、地域の人々との交流を通して社会性を身につけ</u></p>

		工夫されています。	
		<p>P101 ・子ども目線</p> <p>すべての子どもの権利を尊重し、その幸せを最優先に考えます。子どもたちが安心して健やかに暮らせるよう、多角的なサポートを行います。また、将来にわたり自立し、安心して暮らせるよう、成長に応じた支援を継続的にいきます。</p>	<p><u>たりできるような子育ての環境を推進します。</u> これらの3つの視点は互いに関連し合い、住民がそれぞれの立場から計画に関わりやすくなるよう工夫されています。</p> <p>P90 ・子ども視点</p> <p>すべての子どもの権利を尊重し、その幸せを最優先に考えます。子どもたちが安心して健やかに暮らせるよう、多角的なサポートを行います。また、将来にわたり自立し、安心して暮らせるよう、成長に応じた支援を継続的にいきます。<u>これらの支援を通して、子どもたちが生きる力を身につけ未来をたくましく生き抜くことができる「子育て」を目指します。</u></p>
14	P101 「子ども目線」を掲げているが、子どもへのアンケートがない中でどのように目線を抽出したのか不明瞭。少なくとも「子どもの声を聞き、子ども目線を大切に」旨を明記し、子どもの意見を尊重する条例等を参考にすべき。		<p>P76～87 第4章 子ども・若者や保護者の意識・意向</p> <p>2 子ども・若者の声</p> <p><u>(4) 小・中学生へのアンケート</u>の追加</p> <p>P105 第6章 各種施策の展開</p> <p>3 基本目標3 子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします</p> <p>(3) こども・若者が暮らしやすい村づくり</p> <p><u>子どもからの意見聴取</u>の追加</p>
18	P101,104 計画全体が「親視点」に偏っている。子どもの権利を保障し「こどもまんなか社会」を目指すべき。例えば、「すべての子どもは安心して成長する権利がある」と明記し、行政の役割を示すべき。		<p>P6 <u>(※2) 子どもの権利条約は、子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなく、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。子どもの権利とは、子どもの人権と同じ意味です。子どもは生まれながらに人権（権利）をもっていて、それは、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものでもありません。子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているというのが、子どもの権利条約の特徴です。</u></p>

			P127～P128 資料編 <u>2 子どもの権利条約の追加</u>
19	P100「子どもや若者の権利」は、特別な利害と誤解される可能性があるため、共通理解を形成するためにも、その内容が「基本的人権」であり、「こども基本法」や「子どもの権利条約」に基づくものであることを明確に記載すべき。条文を引用し、具体的に示すことで理解を深める必要がある。		P6 <u>(※1) こども基本法は、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する」ことを目的としています。(※2) 子どもの権利条約は、子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなく、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」という考え方に大きく転換させた条約です。子どもの権利とは、子どもの人権と同じ意味です。子どもは生まれながらに人権（権利）をもっていて、それは、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものでもありません。子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているというのが、子どもの権利条約の特徴です。</u>
21	子どもの権利を計画の中心に据え、子どもを権利の主体として尊重することが不可欠。子どもたちの「好奇心」と「想像力」を信頼し、自ら人権感覚を育める環境を大人や社会が支えるべき。  また、村の自然や文化に親しみ、村を愛する次世代を育てるためには、子どもと大人が対等に意見を交換し、子どもの主体的な参加を促す仕組みが必要。不寛容な意識の広がりや、移住者と古くからの		P105 第6章 各種施策の展開 3 基本目標3 子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします (3) こども・若者が暮らしやすい村づくり <u>子どもからの意見聴取の追加</u>  P93 第6章 各種施策の展開 1 基本目標1 「賢く・優しく・たくましい」原っ子の子育ちを支えます (1) 「幅広く」「質の高い」教育・保育の推進 <u>中学生議会</u> の追加

	<p>住民の価値観のズレといった課題に対応するためにも、祭りや伝統行事への子どもの参加を促し、地域のつながりを強化すべき。</p> <p>村の未来を考えるうえで、子どもと共に語り合い、村の在り方を共に築いていくことが、この計画の根幹に据えられるべきである。</p>	
26	<p>P103以降 過去のアンケートでも「遊び場が少ない」との意見が多く出ている。原っこの森やあやめ園を活用したプレイパーク・冒険遊び場の整備を計画に盛り込むべき。</p> <p>自然を活かした公園・屋外施設の整備を求める声が多い。専門職員を配置し、自然体験ができる場を整備してほしい。</p>	<p>P101 第6章 各種施策の展開</p> <p>3 基本目標3 子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします</p> <p>(1) 居場所づくりの推進</p> <p><u>ハヶ岳自然文化園事業</u>の追加</p>
28	<p>P103,107 子どもの権利尊重や権利保障の推進を掲げているが、施策の拡充がなく具体性に欠ける。人権教育も「継続」のみで、子どもの権利推進に触れられていない。推進するなら、計画内に具体的な施策や事業を明記すべき。</p>	<p>P92 人権教育の充実</p> <p><u>福祉教育支援の充実を図ります。</u></p> <p><u>夏休み子ども映画会 年1回</u></p>
31	<p>P105 病児保育事業の方向性が不明確。村単独での実施が可能</p>	<p>P95 第6章 各種施策の展開</p> <p>1 基本目標1 「賢く・優しく・たくましい」原っ子の子育ちを支えます</p>

	か、また近隣市の病児保育補助金についても記載すべき。		(2) 子どもの成長と、発達の支援 <u>病児・病後児保育補助金交付要綱</u> の追加
32	P107 産後ケア事業について、何をどのように拡充するのか明確にすべき。		P96 産後ケア事業 <u>【訪問型】導入</u>
33	コミュニティスクールを推進していく方向性だと聞いているが、この計画でその辺りに触れられていないのはなぜか。学校と地域の連携が計画にほとんど反映されていない。文部科学省の「コミュニティスクール」などの制度を活用し、地域住民が学校に関わる仕組みを作るべき。P101 学校と地域の連携を強化し、子どもが安心して過ごせる環境を整備してほしい。		P99 第6章 各種施策の展開 2 基本目標 2 多様なニーズに応じた子育て支援を進めます (2) 親子で健やかに成長するための子育て支援 <u>コミュニティ・スクール</u> の追加
34	P115 若者の暮らしやすさには就労支援が重要。また仕事の確保や働きやすい環境整備が必要。	P115 また、労働基準法や育児・介護休業法などの法制度に基づき、事業者が育児休業の取得促進や働き方改革に取り組むことが求められます。若者が安心して過ごせる居場所づくりと、気軽に相談できる体制の整備を進め、長く暮らしたいと思えるような村づくりを目指します。	P105 <u>さらに</u> 、労働基準法や育児・介護休業法などの法制度に基づき、事業者が育児休業の取得促進や働き方改革に取り組むことが求められます。 <u>ハローワークや労働局、商工会等と連携し、村内企業の求人情報を収集し、就労支援の充実に努めます。</u> 若者が安心して過ごせる居場所づくりと、気軽に相談できる体制の整備を進め、長く暮らしたいと思えるような村づくりを目指します。
35	P115 公共交通が計画に含まれていない。特に高校生への視点が不足している。		P104 第6章 各種施策の展開 3 基本目標 3 子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします (2) 社会的支援が必要な家庭に対するきめ細かな支援の充実 <u>高校生就学応援品</u> の追加
36	P103 以降 事業内容の充実が求められるが、最低限5年以内に「子ども会議」を設置する方針を		P105 第6章 各種施策の展開 3 基本目標 3 子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします (3) こども・若者が暮らしやすい村づくり

	<p>明記すべき。子どもの意見を施策に反映させる仕組みとして必須。</p> <p>P117 施策への子どもの意見の反映は重要。意見を出す場を設けるだけでなく、実際に実現することで子どもたちの関心を高め、将来の村づくりへの参加を促すべき。</p>		<p><u>子どもからの意見聴取</u>の追加</p> <p>P93 第6章 各種施策の展開</p> <p>1 基本目標1 「賢く・優しく・たくましい」原っ子の子育ちを支えます</p> <p>(1) 「幅広く」「質の高い」教育・保育の推進</p> <p><u>中学生議会</u>の追加</p>
41	<p>若者や移住者が地域になじむために、自治組織への加入促進や活動支援が重要である。この点について記載がないため、検討を求める。</p>		<p>P105 第6章 各種施策の展開</p> <p>3 基本目標3 子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします</p> <p>(3) こども・若者が暮らしやすい村づくり</p> <p><u>自治体組織への加入支援</u>の追加</p>